

独立行政法人国立健康・栄養研究所 組織・業務全般の見直し当初案 (説明資料)

平成22年8月24日



(目次)

◎ 事務及び事業等の見直し当初案のポイント・・・ 1

(参考)

| | | |
|-----|-------------------|---|
| I | 事務及び事業の見直し当初案 | |
| 1. | 重点調査研究 | 3 |
| 2. | 重点調査研究以外の調査研究 | 4 |
| 3. | 健康増進法に基づく業務の推進 | 5 |
| 4. | 国際協力、産学連携等対外的な業務 | 6 |
| 5. | 栄養情報担当者（NR）制度について | 7 |
| II | 研究所組織の見直し | 8 |
| III | 組織の見直しに係る当初案 | 9 |

(独)国立健康・栄養研究所 組織・業務全般の見直し当初案

1 事務事業の見直し当初案のポイント

1. 制度自体の見直しを行う事項

栄養情報担当者(NR)制度

これまで

NR認定制度は国立健康・栄養研究所が担当

見直し後

省内事業仕分の結果を踏まえ、**NR制度に当研究所が関与しないことを前提に第三者機関への事業の移管**

※ただし、以下の点について留意が必要

- ①国の通知によるアドバイザースタッフの習得事項を満たす科学的な水準の維持と中立・公正な制度運営の確保
- ②既に資格を有している者の活動や養成講座受講生などの資格取得に支障を来さないよう配慮

2. 内容を見直し、効率化を図る事項

(1) 調査研究

これまで

「運動基準」「健康日本21」等の厚生労働省の生活習慣病の重点政策に寄与

※具体的には

- ①生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究
- ②日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究
- ③「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究 など

見直し後

生活習慣病の予防を効率的に推進するため

- ①栄養教育等の個人の食と健康の改善の推進を行い、社会調査部門の見直しを図る。
- ②国及び地方自治体等の健康づくり施策に対し、科学的根拠に基づく情報の提供、施策提言を行う機能の推進を行い、情報発信部門の見直しを図る。

※具体的には

- ①糖尿病等の生活習慣病について、個人の遺伝素因や生活スタイルを反映した予防法の確立と普及
- ②2011年予定の「運動ガイドライン」策定に向け、科学的根拠の収集
- ③高齢者、子供を対象とした食事・栄養摂取状況の調査と食育の方法論などの確立と普及
- ④地域住民等を対象にした栄養疫学調査、国民健康・栄養調査等の関連研究 など

(2) 健康増進法に基づく業務、国際協力、産学連携業務

これまで

- ①法定業務である「国民健康・栄養調査」、収去食品の試験等
- ②WHOをはじめアジア諸国との栄養ネットワークの運営を行う国際協力
- ③大学・企業等との人的交流・共同研究の推進を行う産学連携業務

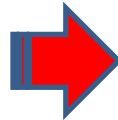
見直し後

- ①「国民健康・栄養調査」の集計・報告期間の短縮や経費の効率的な執行を引き続き継続
- ②WHO研究協力センターの指定を受けて国際協力活動を推進
- ③知的財産権にかかる部門を設置して産学連携を推進

2 研究所組織の見直し(統合)案のポイント

これまで

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき(独)医薬基盤研究所の統合に向けた準備を行ってきたが、昨年12月の閣議決定により先の閣議決定は凍結されたところ。



見直し後

「研究開発法人のあり方の検討(文部科学省、内閣府)」や「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方(平成22年6月18日行政刷新担当大臣)」の動向も踏まえつつ、他の研究開発型の独立行政法人との統合を行い、業務の効率化、合理化を図る。

3 組織の見直し当初案のポイント

| | |
|-----------------------|--|
| 職員の削減 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度に管理部門1名を削減 ・平成23年度以降の他の研究開発型の独立行政法人との統合により、さらに役員2名、事務職員3名を削減 ・この結果、国からの財政支出の削減に効果(5,300万円) |
| 随意契約の見直し等取引関係の見直し | 国よりも厳しい基準で一般競争契約を実施(購入の場合⇒国:160万円、当研究所:100万円) |
| 経費削減と自己収入拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ・公用車の売却(平成22年度) ・公募型研究に積極的に応募し、競争的資金の獲得を目指す。 ・プールや運動フロア等の研究施設のさらなる有効活用の可能性を検討する。 |
| 管理運営の適正化(人事管理・人件費を含む) | <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標の5カ年において人件費5%以上の削減に対し、21年度において5%以上を達成済 ・平成23年度以降、役員2名、事務職員4名を削減することにより一層の削減効果を期待 ・ラスパイレス指数は100超(年齢勘案)のため、異動時に年齢・給与を勘案した配置、若手任期付研究員の公募などによりさらに抑制 |

I 事務及び事業の見直し当初案(1)

1. 重点調査研究

①生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究

主な取組み

・遺伝子、細胞、動物モデル、ヒトを対象とした実験、介入研究

②日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究

主な取組み

・地域住民等を対象とした疫学調査、国民健康・栄養調査の関連研究

③「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する研究

主な取組み

・動物モデルによる有効性・安全性評価、国内外の情報収集

事務・事業見直し案

・生活習慣病対策や健康食品の安全確保は国の重要施策の一つであり、一部研究計画を見直した上で、引き続きこれらの研究を継続的に実施する。

さらに生活習慣病の予防を効率的に推進するため、
 ①栄養教育等の個人の食と健康の改善の推進を行い、社会調査部門の見直しを図る。
 ②国及び地方自治体等の健康づくり施策に対し、科学的根拠に基づく情報の提供、施策提言を行う機能の推進を行い、情報発信部門の見直しを図る。

効果

- ・糖尿病、メタボリックシンドロームの一次予防に寄与
- ・「運動基準」の策定、「特定保健指導」の推進に寄与
- ・「食事摂取基準」、「食生活指針」の策定、「健康日本21」の推進に寄与
- ・健康食品の安全性確保、国民への正確な情報提供に寄与

I 事務及び事業の見直し当初案(2)

2. 重点調査研究以外の調査研究

①若手研究者等による関連研究領域の基礎的・萌芽的研究

主な取組み

・科学技術基本計画に則り、独自性の高い基礎的・応用的研究。

②食育推進基本計画に資する調査研究の推進及び情報提供

主な取組み

・生活習慣病予防の観点から若年層を中心に食に対する調査・研究。

③超高齢化社会を見据えた高齢者の食介護に関する調査研究

主な取組み

・高齢者の食介護の実態調査により、嚥下・摂食困難者の実態把握。

事務・事業見直し案

・重点調査研究以外の調査研究については、国の重要施策との関連性のほか、若年層に対する「食育」や高齢者の嚥下・摂食困難者に対する「食介護」など、社会的ニーズが高く、適切な対応が求められることから、引き続き実施する必要がある。

効果

「次期中期計画」策定、研究所の研究能力を向上するための「発展性のある独創的研究」の発掘

「食育推進基本計画」の推進、「特定保健指導」の推進に寄与

「嚥下困難者のための食品基準の見直し」、「高齢者への食介護対策」の推進に寄与

I 事務及び事業の見直し当初案(3)

3. 健康増進法に基づく業務の推進

① 国民健康・栄養調査の集計業務

事務・事業見直し案

効果

主な取組み

- ・行政ニーズに対応するため、迅速かつ効率的な集計を実施。
- ・都道府県等が行う健康・栄養調査に対する技術支援を実施。

・厚生労働省の健康づくり施策、医療対策等を実施する上で重要な基礎データとして必要不可欠であり、整理合理化計画で示された内容を踏まえながら、引き続き実施する。

国や地域の望ましい健康施策の展開に寄与



② 特別用途食品等の表示許可等に係る試験業務

事務・事業見直し案

効果

主な取組み

- ・特別用途食品の表示許可制度における成分分析を実施。
- ・厚生労働省が収去した特別用途食品、栄養表示がなされた食品についての成分分析を実施。

【特別用途食品の表示許可試験】
・検査精度の維持・管理や、検査方法の標準化、ヒアリング等の実施など、厚生労働省及び登録試験機関との連携を図りながら引き続き実施する。
【収去試験】
・表示許可の取消等の行政処分が伴うことから、公平・公正な分析が可能な本研究所が引き続き実施することが基本。また、登録試験機関の活用について、引き続き本研究所が主体的に検討を行う必要がある。

食の安心・安全、消費者保護の観点から、これら業務の的確かつ効率的な推進に寄与



I 事務及び事業の見直し当初案(4)

4. 国際協力、産学連携等対外的な業務

① 国際協力

主な取組み

- ・アジアにおける国際栄養ネットワークを構築。
- ・西太平洋地域の栄養学研究の拠点としてのWHO指定研究協力センター設立準備。
- ・若手外国人研究者招へい事業によるアジア地域の若手研究者の養成及び共同研究を実施。
- ・海外に向けた情報発信

事務・事業見直し案

アジア地域をはじめとする栄養・運動分野における研究協力のニーズを踏まえ、WHO研究協力センターの指定(申請中)を受けて国際協力活動を引き続き推進する。

効果

アジア地域等における栄養研究基盤の強化などの国際貢献



② 産学連携

主な取組み

- ・大学、企業等から研究者を受け入れるとともに、これらの施設に講師として研究者を派遣し、若手研究者の養成及び関連団体・研究機関との共同・受託研究を推進。

事務・事業見直し案

研究成果の社会還元や知的財産の獲得及び実用化の観点から、産学官連携による共同・受託研究を引き続き推進する。その一環として、知的財産権にかかる部門を設置して産学連携を推進する。

効果

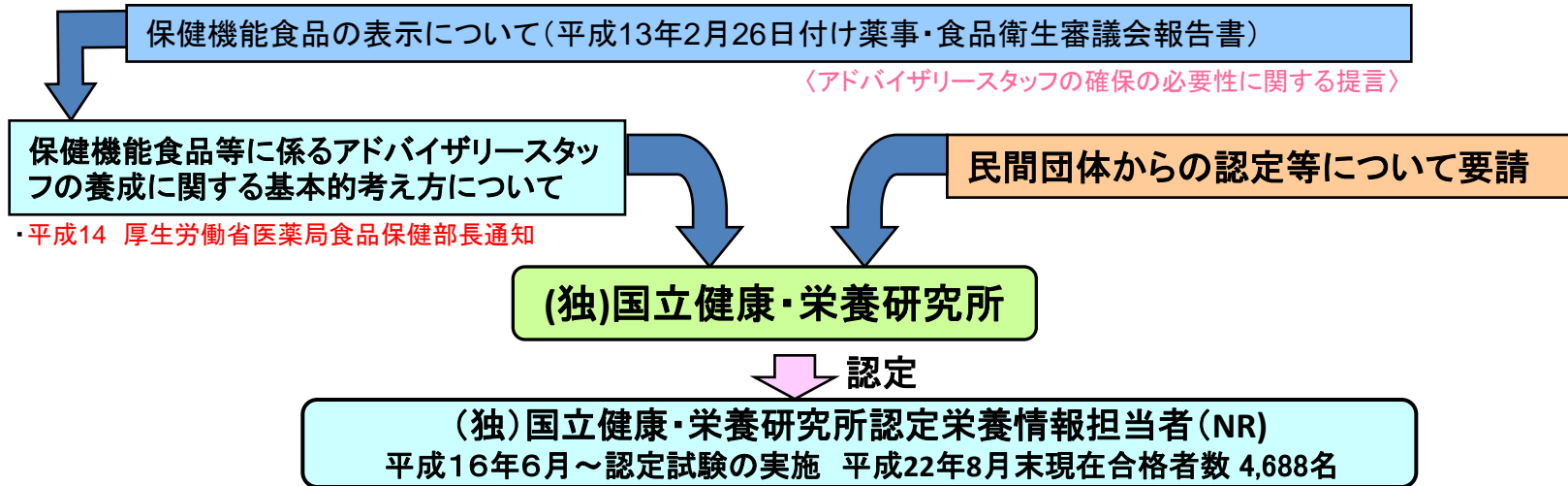
健康・栄養分野での研究協力など、公正・中立な立場での社会還元を推進することにより、国民の健康増進に寄与



I 事務及び事業の見直し当初案(5)

5. 栄養情報担当者(NR)制度について

「健康食品」等に関する正確な情報・知識を有し、消費者に対して適切な情報を提供できる人材の育成を目的に、平成14年12月に「栄養情報担当者」(NR)認定制度を発足。



主な取組み

- ・ 栄養情報担当者 (NR) が社会的役割を果たすよう、研修や情報提供等を通じてその質的向上を推進。
- ・ NR制度や研究所の関与のあり方について、有識者を委員としたあり方検討会の報告書を踏まえ、検討を開始。

事務・事業見直し案

省内事業仕分の結果を踏まえ、**NR制度に当研究所が関与しないことを前提に第三者機関への事業の移管**を含め、その在り方を検討する。なお、その際には、以下の点に留意しつつ検討を行う。

- ①国の通知によるアドバイザースタッフの習得事項を満たす科学的な水準の維持と中立・公正な制度運営の確保
- ②既に資格を有している者の活動や養成講座受講生などの資格取得に支障を来さない配慮

効果

民間の活力を生かした柔軟な制度の運用に寄与

Ⅱ 研究所組織の見直し

- 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、(独)国立健康・栄養研究所と(独)医薬基盤研究所の統合に向けた準備を行ってきたものであるが、昨年12月の閣議決定により先の閣議決定は凍結されたところである。
- 現在、4月に行われた省内事業仕分けの結果を踏まえた改革案を作成中であるが、「研究開発法人のあり方の検討(文部科学省、内閣府)」や「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方(平成22年6月18日行政刷新担当大臣)」の動向も踏まえつつ、他の研究開発型独立行政法人との統合を行い、業務の効率化、合理化を図ることとしている。

Ⅲ 組織の見直し当初案(1)

| 事 項 | 見直し案 |
|-----------------------|---|
| ①支部・事業所等の見直し | 新法人設立に伴い各研究所の研究部門、事務部門についても、必要な見直しを行う。(具体的な見直しについては検討中) |
| ②事務事業実施主体の見直し | 重点調査研究等については、 <u>国民の健康の保持増進に必要不可欠な業務であることから引き続き推進する。</u> 栄養情報担当者(NR)制度については、NR制度に当研究所が関与しないことを前提に第三者機関の事業の移管を含め、その在り方を検討する。 |
| ③重複排除・事業主体の一元化等 | 重点調査研究等については、国民の健康の保持増進に必要不可欠な業務であり、廃止、移管等した場合には、国民の生命と健康を守る各種施策の根拠を得ることができなくなり、これら施策の運営に重大な支障を生ずることから引き続き推進する。なお、これらの業務に関しては類似する事業を行っている民間、大学等はない。栄養情報担当者(NR)制度については、NR制度に当研究所が関与しないことを前提に第三者機関の事業の移管を含め、その在り方を検討する |
| ④非公務員化 | 平成18.4.1実施済み |
| ⑤職員の削減 | 平成23年度に管理部門1名を削減する。また、平成23年度以降に予定されている他の研究開発型独立行政法人との統合により、さらに役員2名、事務職員3名を削減する。 |
| ⑥保有資産の見直し(不要資産の国庫返納等) | 該当なし |
| ⑦随意契約の見直し等取引関係の見直し | 国よりも厳しい基準を設け、原則、一般競争契約を行うこととしている。 (購入の場合⇒国:160万円、当研究所:100万円) 関連法人はない。 |
| ⑧自己収入の拡大 | 公募型研究に積極的に応募し、競争的資金の獲得に努めている。また、共同・受託研究についても、内容を精査した上で積極的に受け入れており、今後も同様の取り組みを継続する。 ・知的財産については、コストを勘案しながら、実用化の可能性が高いものについて必要な出願、維持等を行い、自己収入の増加に努めおり、今後も同様の取り組みを継続する。 ・占有するプールや運動フロアについて、研究の一環として設備使用料を取って一般人にも開放しており、研究に支障が生じない範囲でさらなる有効活用の可能性を検討する。 |

Ⅲ 組織の見直し当初案(2)

| 事 項 | 見直し案 |
|--------------------------|--|
| ⑨管理運営の適正化(人事管理・人件費を含む) | <p>人事管理については、人事評価マニュアルに沿って評価し、昇給等へ反映させている。</p> <p>人件費については、平成18年度以降の5カ年において5%以上の削減計画に対し、21年度において5%以上を達成している。さらに平成23年度以降、役員2名、事務職員4名を削減することにより一層の削減効果が期待できる。</p> <p>給与水準は、適切なものであると考えているが、ラスパイレス指数は年齢勘案で100を超えているため、人事異動における年齢・給与を勘案した配置、若手任期付研究員を公募採用するなどによりさらに抑制するための改善に引き続き取り組む。</p> |
| ⑩事業の審査、評価の見直し | <p>厚生労働省独立行政法人評価委員会により、毎年度の評価、中期計画4年度目に中期暫定評価、中期計画最終年度に中期最終評価を行うとともに、当研究所独自で外部評価委員会を開催し、年度計画の事前評価と年度末評価を行っているほか、内部評価委員会を年度途中と年度末に開催し、事業の達成状況の評価及び事業計画の補正等、適正な運営体制をとっている。</p> |
| ⑪業務のアウトソーシング(官民競争入札等の導入) | <p>当研究所の業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく官民競争入札の導入趣旨を含めアウトソーシングには、なじみづらいものであるが、調査結果の単純集計など可能なものについては、業務委託を実施しており、今後とも同様の取り組みを継続する。</p> |

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

| 府省名 | 厚生労働省 | | | |
|------------|----------------------------------|--|--|--|
| 法人名 | 1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性) | | 2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性) | |
| | 事務及び事業名 | 具体的措置(又は見直しの方向性) | 3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性) | |
| 国立健康・栄養研究所 | 重点調査研究 | <p>厚生労働省、内閣府等の担当部局と密接な連携を図りながら、国の生活習慣病対策、食育推進等の健康づくり施策の企画立案や推進に結びつくものに重点を置いて調査研究を推進した。また、民間団体、大学、他府省等における調査研究と重複しないよう、必要に応じて役割分担による共同研究を実施した。</p> <p>長寿社会が進展する中で、生活習慣病対策や健康食品の安心・安全確保は国の重要施策の一つであり、一部研究計画等を見直した上で、引き続きこれらの研究を継続的に実施する。</p> <p>さらに生活習慣病の予防を効率的に推進するため</p> <p>①研究組織の見直しを行い、個人の生活習慣を決定する要因及び生活習慣病予防の環境整備に関する研究を推進する。</p> <p>②情報部門の見直しを行い、国及び地方自治体に対し、科学的根拠に基づく情報の提供、施策の提言等を行うとともに、国民にも分かりやすい情報提供に努め、国民の健康づくりを推進する。</p> <p>【主な取組事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省が策定した「運動基準2006」で示された身体活動量、運動量、体力基準の妥当性について検証するため、食事調査を行った中年男女1500人を対象とする大規模無作為割付介入研究を実施。 中高年者にとって安全なレジスタンス・トレーニングが、中高年者の筋機能及び脂質、糖質消費量に及ぼす影響について、従来の筋カトレーニングと同等の効果があることを検証。 運動の肥満・糖尿病予防機序、脂質(飽和脂肪酸、トランス脂肪酸等)や糖質の過剰摂取による肥満・糖尿病発症機序及びその予防法について、分子レベルでの研究を実施。 生活習慣病の発症と遺伝子多型や栄養素摂取量・身体活動量等の環境因子との関連性を研究。 罹患同胞対法を用いた全ゲノム分析により、2型糖尿病感受性領域としてマップした遺伝子で未だ同定されていない領域について解析を行い、2型糖尿病感受性遺伝子を同定した。 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性・健康影響評価に関する調査研究ならびに情報の発信を行った。 | <p>【支部・事業所等の見直し(横1.(2))】</p> <p>現在、支部・事業所はないが、新法人設立に伴い各研究所の研究部門、事務部門についても、必要な見直しを行う。(具体的な見直しについては検討中)</p> <p>○「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、(独)国立健康・栄養研究所と(独)医薬基盤研究所の統合に向けた準備を行ってきたものであるが、昨年12月の閣議決定により、先の閣議決定は凍結されたところである。</p> <p>○「研究開発法人のあり方の検討」や「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方(平成22年6月18日行政刷新担当大臣)」の動向も踏まえつつ、他の研究開発型の独立行政法人との統合を行い、業務の効率化、合理化を図ることとしている。</p> <p>【事務事業実施主体の見直し(横2.(1))】</p> <p>重点調査研究、重点調査研究以外の調査研究、国際協力、産学連携等対外的な業務等については、国民の健康の保持増進に必要不可欠な業務であることから引き続き推進する必要がある。</p> <p>なお、<u>栄養情報担当者(NR)制度については、NR制度に当研究所が関与しないことを前提に第三者機関への事業の移管を行う。</u></p> <p>『厚生労働省内事業仕分けにおける指摘:NRの資格については、他の公的な資格との兼ね合いについて調査すべき。資格がどのように役立っているのか客観的に検討すべき。』</p> <p>【重複排除・事業主体の一元化等(横2.(2))】</p> <p>重点調査研究、重点調査研究以外の調査研究、国際協力、産学連携等対外的な業務等については、国民の健康の保持増進に必要不可欠な業務であり、廃止、移管等した場合には、国民の生命と健康を守る各種施策の根拠を得ることができなくなり、これら施策の運営に重大な支障を生ずることから引き続き推進する必要がある。</p> <p>なお、これらの業務に関しては類似する事業を行っている民間、大学等はない。</p> <p><u>栄養情報担当者(NR)制度については、NR制度に当研究所が関与しないことを前提に第三者機関への事業の移管を行う。</u></p> <p>『厚生労働省内事業仕分けにおける指摘:NRの</p> | <p>【保有資産の見直し(不要資産の国庫返納等)(横1.(1))】</p> <p>当研究所は、土地、建物等の資産は保有していない。</p> <p>【随意契約の見直し等取引関係の見直し(横2.(3))】</p> <p>入札時における公告期間の延長など、さらなる競争性の確保を推進する。</p> <p>なお、当研究所には関連法人は存在しない。</p> <p>【自己収入の拡大(横2.(4))】</p> <p>①厚生労働省、文部科学省、科学技術振興機構等の機関が実施する公募型研究に積極的に応募し、競争的資金のさらなる獲得を目指す。また企業等との共同研究や受託研究についても、内容を精査した上で積極的に受け入れており、今後も同様の取り組みを継続する。</p> <p>②知的財産については、その出願や維持にかかる費用を勘案しながら、実用化の可能性が高いものについて必要な出願、維持等を行い、自己収入の増加に努めており、今後も同様の取り組みを継続する。</p> <p>③占有するプールや運動フロアについては、研究の一環として設備使用料を取って一般人にも開放しており、研究に支障が生じない範囲でさらなる有効活用の可能性を検討する。</p> <p>【管理運営の適正化(人事管理・人件費を含む)(横3.(1))】</p> <p>人件費については、平成18年度以降の5カ年において5%以上の削減を予定しているが、平成21年度において5%以上の人件費削減を行っている。さらに平成23年度以降、管理部門の業務効率化や統合効果により、役員2名、事務職員4名を削減することにより一層の削減効果が期待できる。</p> <p>給与水準は国家公務員との比較において、適切なものであると考えているが、ラスパイレス指数は年齢勘案で100を超えているため、人事異動における年齢・給与を勘案した配置、若手任期付研究員を公募採用するなど、平成19年度の指数である93.6を目標に平均給与水準をさらに抑制するための改善に引き続き取む。</p> <p>【事業の審査、評価の見直し(横3.(2))】</p> <p>事業の評価については、厚生労働省独立行政法人評価委員会により、毎年度の評価、中期計画4年度目に中期暫定評価、中期計画最終年</p> |
| | 重点調査研究以外の調査研究 | <p>①科学技術基本計画に沿って、将来その応用・発展的な展開を可能とするため、見直し後も引き続き、若手研究者等による関連研究領域の基礎的・独創的・萌芽的研究を行う。</p> <p>②食育推進基本計画に基づき全国的に食育を推進するため、関係機関・団体等との連携や役割分担の下に、当研究所の役割を踏まえて、食育推進に資する研究を引き続き実施する。また、食育推進以外の健康と栄養・運動に関わる研究についても、引き続き行政施策推進に資する研究課題を選定し、調査研究を行う。</p> | | |

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

| 府省名 | 厚生労働省 | | |
|-----|----------------------------------|--|---|
| 法人名 | 1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性) | | 2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性) |
| | 事務及び事業名 | 具体的措置(又は見直しの方向性) | 3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性) |
| | 健康増進法に基づく業務 | <p>①国民健康・栄養調査の集計業務については、期間の短縮や経費の節減に努めてきたところであるが、当該調査は厚生労働省の健康づくり施策、医療対策等施策を実施する基礎データを得るために不可欠なものとして位置づけられており、見直し後も国民健康・栄養調査の効率的な執行等を継続するとともに、得られたデータの活用を通じて、科学的根拠に基づく子供の食育、高齢者の栄養摂取に資する施策の提示、普及を推進するため、引き続き実施する必要がある。</p> <p>②食品表示許可試験及び収去試験については、健康増進法の改正及び消費者庁の創設により、消費者行政の立て直し・強化が図られることにより、当研究所におけるこれら法定業務は今後ニーズが一層高まることが予想されるため、今後も引き続きこれらの業務を確実に実施するため体制の確保・強化を行う。</p> <p>③特別用途食品の表示許可試験については、登録試験機関においても実施されているところであるが、検査精度の維持・管理や検査方法の標準化、ヒアリングの実施等の課題も多数あり、登録試験機関を活用しつつ、当研究所が引き続き、主体的に実施していく必要がある。</p> <p>④また、収去試験については、健康増進法に基づき国が実施することになっており、その結果に基づき、行政処分等の権限の行使が伴うという業務の性格から、国の関係機関である当研究所が自ら実施する必要がある。</p> | <p>度中期最終評価を行っている。</p> <p>また、当研究所独自で外部評価委員会を開催し、年度計画の事前評価と年度末評価を行っているほか、内部評価委員会を年度途中と年度末に開催し、事業の達成状況の評価及び事業計画の補正等、適正な運営体制をとっている。</p> <p>【業務のアウトソーシング(官民競争入札等の導入)】</p> <p>当研究所にて実施している調査研究業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく官民競争入札の導入趣旨を含めアウトソーシングには、なじみづらいものであるが、調査結果の単純集計など可能なものについては、業務委託を実施しており、今後とも同様の取り組みを継続する。</p> <p>国民健康・栄養調査結果の単純集計、コホート調査における検体検査など可能なものについて外部委託を行っている。</p> |
| | 国際協力、産学連携等対外的な業務 | <p>①アジア栄養研究ネットワーク等を通じてアジア地域の国々との研究協力や若手研究者の招へい事業等を行ってきたが、アジア地域をはじめとする諸外国との栄養・運動分野における研究協力のニーズは高いことから、WHO研究協力センターの指定(申請中)を受けてアジア諸国の国民健康・栄養調査、食品表示システム開発等の国際協力活動を推進していく。</p> <p>②これまで産学連携による大学や企業等との共同研究や受託研究を行ってきたが、研究成果の社会還元や知的財産の獲得及び実用化の観点から、今後も引き続き産学連携による共同研究や受託研究等を推進していく。</p> <p>知的財産権にかかる部門を設置して産学連携を推進する。</p> | |
| | 栄養情報担当者(NR)制度について | <p>省内事業仕分の結果を踏まえ、NR制度に当研究所が関与しないことを前提に第三者機関への事業の移管を行う。</p> <p>なお、その際には、以下の点に留意が必要となるため、検討を行う。</p> <p>①国の通知によるアドバイザースタッフの習得事項を満たす科学的な水準の維持と中立・公正な制度運営の確保</p> <p>②既に資格を有している者の活動や養成講座受講生などの資格取得に支障を来さない配慮</p> <p>『厚生労働省内事業仕分けにおける指摘:NRの資格については、他の公的な資格との兼ね合いについて調査すべき。資格がどのように役立っているのか客観的に検討すべき。』</p> | <p>資格については、他の公的な資格との兼ね合いについて調査すべき。資格がどのように役立っているのか客観的に検討すべき。』</p> <p>【非公務員化】 平成18年4月1日実施済み</p> <p>【職員の削減】</p> <p>①平成23年度に管理部門の業務効率化を進め、事務職員1名を削減する。</p> <p>②また、他の研究開発型の独立行政法人との統合により、さらに役員2名、事務職員3名を削減する。</p> <p>この結果、国からの財政支出の削減に寄与できる(約5,300万円)。</p> <p>上記具体的措置により、役員は4名から2名へ、事務職員は12名から8名となる(平成22年4月1日現在)。</p> |

資料 1 - 2 - ③

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

| | | | | | | | |
|---|-------------|--|----------|----------|----------|-------------|-------------|
| 法人名 | | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 | | | 府省名 | 厚生労働省 | |
| 沿革 | | 大正 9. 9. 17 内務省栄養研究所創立→昭和 22. 5. 1 国立栄養研究所→平成元. 10. 1 国立健康・栄養研究所→平成 13. 4. 1 独立行政法人化（公務員型）→平成 18. 4. 1 非公務員化→他の研究開発型の独立行政法人と統合予定 | | | | | |
| 中期目標期間 | | 第 1 期：平成 13 年 4 月～平成 18 年 3 月 第 2 期：平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月 | | | | | |
| 役員数及び職員数 (平成 22 年 1 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。 | | 役員数（うち、監事の人数） | | | 職員の実員数 | | |
| | | 法定数 | 常勤の実員数 | 非常勤の実員数 | 常勤職員 | | 非常勤職員 |
| | | 4 人（2 人） | 2 人（0 人） | 2 人（2 人） | 4 6 人 | | 7 7 人 |
| 年 度 | | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度(要) |
| 国からの財政支出額の推移 (単位：百万円) | 一般会計 | 9 3 1 | 8 3 1 | 7 9 1 | 7 8 9 | 7 3 9 | 7 0 2 |
| | 特別会計 | — | — | — | — | — | — |
| | 計 | 9 3 1 | 8 3 1 | 7 9 1 | 7 8 9 | 7 3 9 | 7 0 2 |
| | うち運営費交付金 | 9 0 8 | 8 1 2 | 7 9 1 | 7 8 9 | 7 3 9 | 7 0 2 |
| | うち施設整備費等補助金 | — | — | — | — | — | — |
| | うちその他の補助金等 | 2 3 | 1 9 | — | — | — | — |
| 支出予算額の推移 (単位：百万円) | | 1, 1 4 1 | 1 0 4 7 | 8 9 9 | 8 8 1 | 8 3 8 | 8 0 1 |
| 利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位：百万円) | | 3 6 | 5 1 | 4 5 | 7 9 | | |
| 発生要因 | | 人件費（退職金を除く）については、運営費交付金の収益化基準を費用進行基準から期間進行基準へ移行するとともに、任期付研究員制度を活用するなど予算の節約を図り、さらにその他の経費については、公用自動車運行管理業務委託期間の短縮、消耗品の一括購入などの徹底した経費節減を図ったことから、平成 21 年度は 33 百万円の当期総利益が生じ、利益剰余金が 79 百万円となった。 | | | | | |
| 見直し案 | | 上記の利益剰余金は、すべて国庫に返納することとしている。 競争的資金の獲得や受託研究等の外部資金の獲得へさらなる努力をする。 | | | | | |
| 運営費交付金債務残高 (単位：百万円) | | 5 3 | 9 9 | 1 0 3 | 1 1 5 | | |
| 行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円) | | 1, 0 5 8 | 8 9 6 | 9 9 9 | 8 8 5 | (見込み) 8 8 4 | (見込み) 8 4 6 |
| 見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額 | | ・業務の効率化、光熱水料等の節約、機器の効率的な運用、公用自動車運行業務の廃止等により、改善に努める（▲ 3 8 百万円） | | | | | |

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 21 年度実績)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省における健康作り施策に必要な科学的知見を蓄積し、発信することを目的とした「重点調査研究」をはじめ、「重点以外の調査研究」、「法定業務」は中期計画期間中はいずれも「A」以上（一部はS）であり、国民の健康・福祉の増進にとってなくてはならないものと評価されている。 ・一般管理費については、所要の削減率を見込み、事務消耗品の一括購入や自動車運行管理業務委託期間を短縮し自転車を導入するなど経費節減に努め、当該年度は平成 17 年度実績と比べ、15.0%減（平成 20 年度実績と比べ 4.7%減）を達成した。 ・人件費については、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、平成 18 年度以降の 5 カ年において 5%以上の削減を予定しているが、平成 21 年度において 5%以上の人件費削減を行っており、目標に沿った削減を実施している。 <p>なお、ラスパイレス指数は年齢勘案で 100 を超えている（事務職：107.6）が、当研究所は 23 区にあること、事務職員全員が国からの出向者であることに加え、給与は国に準じた体系（国に準じた給与表等）を適用しているところであり、国の給与改正に準じた給与の見直しを必要に応じ行っていることから適正な水準にあると考えている（年齢、地域、学歴換算では 97.4）。このように、給与水準は国家公務員との比較において、適切なものであると考えているが、今後も、事務職員については人事異動における年齢・給与を勘案した配置、また、退職者の補充時における研究員の採用にあたっては若手の任期付研究員を公募により採用するなど、平均給与水準をさらに抑制するための改善に引き続き取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務経費については、所要の削減率を見込み、消耗品等の購入の際に複数者から見積りを取るなど経費節減に努めた。また、不用となった備品の研究部内での所属換えや研究機器の共同使用などを実施し、新規購入の抑制を図り、当該年度は平成 17 年度実績と比べ 11.7%減（平成 20 年度実績と比べ 6.0%減）を達成した。 ・学術論文の掲載 250 報以上、口頭発表 750 回以上を目標としているが、平成 21 年度現在、学術論文の掲載は 456 報、口頭発表は 1,163 回となっており、既に目標数値を大幅に超えている。 ・知的財産については 20 件以上の特許出願を目標としているが、平成 18 年度 4 件、平成 19 年度 2 件、平成 20 年度 5 件、平成 21 年度 4 件と計 15 件の出願を行っており、目標達成に向けて概ね順調に進んでいる。 |
|--|---|

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

| | | | | |
|---|---|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 法人名 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 | | 府省名 | 厚生労働省 |
| 事務及び事業名 | 重点調査研究 | | | |
| 事務及び事業の概要 | <p>研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省における健康づくり施策に必要な不可欠な科学的知見を蓄積し、発信することを目的として、以下の3つの分野に特化・重点化して研究を行う。</p> <p>①生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究 ②日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究 ③「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p> | | | |
| 事務及び事業に係る23年度予算要求額 | 国からの財政支出額 (対22年度当初予算増減額) | 305,459千円 (△3,929千円) | 支出予算額 (対22年度当初予算増減額) | 325,151千円 (△3,929千円) |
| 事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small> | 46人 | | | |
| 事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) | <p>厚生労働省、内閣府等の担当部局と密接な連携を図りながら、国の生活習慣病対策、食育推進等の健康づくり施策の企画立案や推進に結びつくものに重点を置いて調査研究を推進した。また、民間団体、大学、他府省等における調査研究と重複しないよう、必要に応じて役割分担による共同研究を実施した。</p> <p>長寿社会が進展する中で、<u>生活習慣病対策や健康食品の安心・安全確保は国の重要施策の一つであり、一部研究計画等を見直した上で、引き続きこれらの研究を継続的に実施する。</u></p> <p>さらに生活習慣病の予防を効率的に推進するため</p> <p>①研究組織の見直しを行い、個人の生活習慣を決定する要因及び生活習慣病予防の環境整備に関する研究を推進する。</p> <p>②情報部門の見直しを行い、国及び地方自治体に対し、科学的根拠に基づく情報の提供、施策の提言等を行うとともに、国民にも分かりやすい情報提供に努め、国民の健康づくりを推進する。</p> | | | |
| 備考〔補足説明〕 | <p>【主な取組事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省が策定した「運動基準2006」で示された身体活動量、運動量、体力基準の妥当性について検証するため、食事調査を行った中年男女1,500人を対象とする大規模無作為割付介入研究を実施。 ・中高年者にとって安全なレジスタンス・トレーニングが、中高年者の筋機能及び脂質、糖質消費量に及ぼす影響について、従来の筋力トレーニングと同等の効果があることを検証。 ・運動の肥満・糖尿病予防機序、脂質（飽和脂肪酸、トランス脂肪酸等）や糖質の過剰摂取による肥満・糖尿病発症機序及びその予防法について、分子レベルでの研究を実施。 ・生活習慣病の発症と遺伝子多型や栄養素摂取量・身体活動量等の環境因子との関連性を研究。 ・罹患同胞対法を用いた全ゲノム分析により、2型糖尿病感受性領域としてマップした遺伝子で未だ同定されていない領域について解析を行い、2型糖尿病感受性遺伝子を同定した。 ・「健康食品」を対象とした食品成分の有効性・健康影響評価に関する調査研究ならびに情報の発信を行った。 | | | |
| 行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項) | <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究業務については、長期的な視点から、研究開発の成果の社会還元により、健康な生活習慣の確立、生活習慣病等の予防・治療の進展、医療費の削減効果など、健康な長寿社会の実現につながる。 ・業務の効率化、機器の効率的な運用等により、改善に努める（約▲4百万円） | | | |

| | | | | |
|---|--|----------------------|-------------------------|----------------------|
| 法人名 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 | | 府省名 | 厚生労働省 |
| 事務及び事業名 | 重点調査研究以外の調査研究 | | | |
| 事務及び事業の概要 | <p>① 科学技術基本計画に沿って、研究機関として独自性の高い基礎的・応用的研究を行う。</p> <p>② 研究の成果をより広く社会に還元するために、食育推進基本計画に資する調査研究を推進し、専門家（管理栄養士等）への情報提供を行う。</p> | | | |
| 事務及び事業に係る23年度予算要求額 | 国からの財政支出額 (対22年度当初予算増減額) | 65,279千円 (△762千円) | 支出予算額 (対22年度当初予算増減額) | 69,477千円 (△762千円) |
| 事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small> | 46人 | | | |
| 事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) | <p>① 科学技術基本計画に沿って、将来その応用・発展的な展開を可能とするため、<u>見直し後も引き続き、若手研究者等による関連研究領域の基礎的・独創的・萌芽的研究を行う。</u></p> <p>② 食育推進基本計画に基づき全国的に食育を推進するため、関係機関・団体等との連携や役割分担の下に、当研究所の役割を踏まえて、食育推進に資する研究を引き続き実施する。また、食育推進以外の健康と栄養・運動に関わる研究についても、<u>引き続き行政施策推進に資する研究課題を選定し、調査研究を行う。</u></p> | | | |
| 備考〔補足説明〕 | | | | |
| 行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項) | <p>・これらの調査研究の進展により、若手研究者の育成や将来のシーズとなる研究成果が期待されるとともに、当該成果を活用した受託研究等も見込まれることから、収入増も期待される。</p> <p>・業務の効率化、機器の効率的な運用等により、改善に努める（約▲1百万円）</p> | | | |

| | | | | |
|---|--|----------------------|-------------------------|----------------------|
| 法人名 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 | | 府省名 | 厚生労働省 |
| 事務及び事業名 | 健康増進法に基づく業務 | | | |
| 事務及び事業の概要 | <p>①国民健康・栄養調査の集計事務 厚生労働省の健康づくり施策、医療対策等施策を実施する基礎データを得るため、全国300地区、6,000世帯を対象に調査を実施し、そのデータの集計・解析を実施している。</p> <p>②特別用途食品の許可又は承認に必要な試験及び収去食品の試験 ・特別用途食品（乳児用、幼児用、妊婦用、病者用などの特別な用途に適する旨の表示を許可された食品）として申請のあったものについて、厚生労働大臣は当研究所に許可に必要な試験を行わせることになっている。 ・保健所を設置する自治体が収去した特別用途食品等について、表示の内容が適切か否かを確認するため、当研究所において当該表示に係る有効成分の質量試験を実施している。</p> | | | |
| 事務及び事業に係る23年度予算要求額 | 国からの財政支出額 (対22年度当初予算増減額) | 65,279千円 (△762千円) | 支出予算額 (対22年度当初予算増減額) | 75,514千円 (△762千円) |
| 事務及び事業に係る職員数 <small>平成22年1月1日現在</small> | 8人 | | | |
| 事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) | <p>①国民健康・栄養調査の集計業務については、期間の短縮や経費の節減に努めてきたところであるが、当該調査は厚生労働省の健康づくり施策、医療対策等施策を実施する基礎データを得るために不可欠なものとして位置づけられており、見直し後も国民健康・栄養調査の効率的な執行等を継続するとともに、得られたデータの活用を通じて、科学的根拠に基づく子供の食育、高齢者の栄養摂取に資する施策の提示、普及を推進するため、引き続き実施する必要がある。</p> <p>②食品表示許可試験及び収去試験については、健康増進法の改正及び消費者庁の創設により、消費者行政の立て直し・強化が図られることにより、当研究所におけるこれら法定業務は今後ニーズが一層高まることが予想されるため、今後も引き続きこれらの業務を確実に実施するため体制の確保・強化を行う。</p> <p>③特別用途食品の表示許可試験については、登録試験機関においても実施されているところであるが、検査精度の維持・管理や検査方法の標準化、ヒアリングの実施等の課題も多数あり、登録試験機関を活用しつつ、当研究所が引き続き、主体的に実施していく必要がある。</p> <p>④また、収去試験については、健康増進法に基づき国が実施することになっており、その結果に基づき、行政処分等の権限の行使が伴うという業務の性格から、国の関係機関である当研究所が自ら実施する必要がある。</p> | | | |
| 備考〔補足説明〕 | <p>国民健康・栄養調査の集計期間の短縮については中期計画期間中で1月以上短縮してきていること、また、行政栄養士に対する技術支援、集計用の専用ソフトの開発等、単純な集計業務でなく、調査全般にわたって参画してきている。</p> <p>また、特別用途食品の許可等に係る試験及び収去食品の試験についても迅速な報告（許可試験は2月以内）を行うとともに精度管理に取り組んでいる。</p> <p>これらの結果、中期目標に対する評価もA以上を得ている。</p> | | | |
| 行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項) | ・業務の効率化、機器の効率的な運用等により、改善に努める（約▲1百万円） | | | |

| | | | | |
|---|---|---------------------|--------------------------------|---------------------|
| 法人名 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 | 府省名 | 厚生労働省 | |
| 事務及び事業名 | 国際協力、産学連携等対外的な業務 | | | |
| 事務及び事業の概要 | <p>① 国際栄養協力体制を充実強化し、特にアジア地域における国際貢献と学術的ネットワークの構築を行うことにより、国際社会における役割を果たす。</p> <p>② 産学連携推進機能の強化、寄附研究部門の充実等により、産学連携をより一層進め、研究成果の社会への還元と知的財産の獲得を目指す。</p> | | | |
| 事務及び事業に係る23年度予算要求額 | 国からの財政支出額 (対22年度当初予算増減額) | 33,322千円 (+99千円) | 支出予算額 (対22年度当初予算増減額) | 35,436千円 (+99千円) |
| 事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small> | 4人 | | | |
| 事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) | <ul style="list-style-type: none"> ・アジア栄養研究ネットワーク等を通じてアジア地域の国々との研究協力や若手研究者の招へい事業等を行ってきたが、アジア地域をはじめとする諸外国との栄養・運動分野における研究協力のニーズは高いことから、WHO研究協力センターの指定(申請中)を受けてアジア諸国の国民健康・栄養調査、食品表示のシステム開発等の国際協力活動を推進していく。 ・これまで産学連携による大学や企業等との共同研究や受託研究を行ってきたが、研究成果の社会還元や知的財産の獲得及び実用化の観点から、今後も引き続き産学連携による共同研究や受託研究等を推進していく。その一環として、知的財産権にかかる部門を設置して産学連携を推進する。 | | | |
| 備考〔補足説明〕 | アジア栄養ネットワークシンポジウム、外国人研究者の招へい事業を展開しつつ、WHO指定協力センターの設立に向け、WHO西太平洋地域の担当者との協議を重ね、平成21年度にセンター設置に係る申請手続きを行ったところである。 | | | |
| 行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項) | <ul style="list-style-type: none"> ・国際協力を通じてアジア地域をはじめ諸外国の健康水準が向上すれば、社会的利益は大きい。 ・共同研究や受託研究が盛んになれば研究所の収入増が期待されるとともに、知的財産等が実用化されれば、研究成果の社会還元や実施料による研究所の収入増が期待される。 | | | |

| | | | |
|---|---|-----------------|---------------------------|
| 法人名 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 | 府省名 | 厚生労働省 |
| 事務及び事業名 | 栄養情報担当者（NR）制度について | | |
| 事務及び事業の概要 | 栄養情報担当者（以下「NR」という。）が社会的役割を果たすことができるよう、研修や情報提供等を通じてその質的向上を図るとともに、実際の業務内容のモニタリング等を行い、制度や研究所の関与のあり方について検討すること。 | | |
| 事務及び事業に係る 23 年度予算要求額 | 国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額) | 0 千円 (0 千円) | 支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額) |
| 事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small> | 1 人 | | |
| 事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) | <p>省内事業仕分の結果を踏まえ、NR制度に当研究所が関与しないことを前提に第三者機関への事業の移管を行う。なお、その際には、以下の点に留意が必要となるため、検討を行う。</p> <p>①国の通知によるアドバイザースタッフの習得事項を満たす科学的な水準の維持と中立・公正な制度運営の確保</p> <p>②既に資格を有している者の活動や養成講座受講生などの資格取得に支障を来さない配慮</p> | | |
| 備考〔補足説明〕 | <p>『厚生労働省内事業仕分けにおける指摘：NRの資格については、他の公的な資格との兼ね合いについて調査すべき。資格がどのように役立っているのか客観的に検討すべき。』</p> <p>NR認定制度の第三者機関への移管を前提として、消費者団体、他のアドバイザースタッフ認定団体、NR養成講座等に対し実態調査（アンケート、ヒアリング）を行っており、現在、集計・分析中である。</p> | | |
| 行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項) | <p>・行政サービスコスト計算の観点からは、国費を使用しておらず、収支均等となることを前提とした業務運営を行っていることから、コストはかかっておらず、制度見直しによるコストへの影響はない。</p> <p>・制度自体は、質の高いNRがさまざまな現場で活躍できる環境をつくることにより、国民の食の安全及び健康食品等による健康被害の防止や健康の保持増進に役立つことにより、国民の利益につながっている。</p> | | |

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

| 法人名 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 | | 府省名 | 厚生労働省 |
|-------------------------------|--|--|--|-------|
| 見直し項目 | 支部・事業所等の見直し（横 1.（2）） | 事務事業実施主体の見直し（横 2.（1）） | 重複排除・事業主体の一元化等（横 2.（2）） | |
| 組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性） | <p>現在、支部・事業所はないが、新法人設立に伴い各研究所の研究部門、事務部門についても、必要な見直しを行う。（具体的な見直しについては検討中）</p> | <p>重点調査研究、重点調査研究以外の調査研究、国際協力、産学連携等対外的な業務等については、<u>国民の健康の保持増進に必要不可欠な業務であることから引き続き推進する必要がある。</u></p> <p>なお、栄養情報担当者（NR）制度については、NR制度に当研究所が関与しないことを前提に<u>第三者機関への事業の移管を行う。</u></p> | <p>重点調査研究、重点調査研究以外の調査研究、国際協力、産学連携等対外的な業務等については、国民の健康の保持増進に必要不可欠な業務であり、廃止、移管等した場合には、国民の生命と健康を守る各種施策の根拠を得ることができなくなり、これら施策の運営に重大な支障を生ずることから引き続き推進する必要がある。</p> <p>なお、これらの業務に関しては類似する事業を行っている民間、大学等はない。</p> <p>栄養情報担当者（NR）制度については、NR制度に当研究所が関与しないことを前提に第三者機関の事業の移管を含め、その在り方を検討する。</p> | |
| 備考〔補足説明〕 | <p>○ 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、（独）国立健康・栄養研究所と（独）医薬基盤研究所の統合に向けた準備を行ってきたものであるが、昨年12月の閣議決定により、先の閣議決定は凍結されたところである。</p> <p>○ 「研究開発法人のあり方の検討」や「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面</p> | <p>『厚生労働省内事業仕分けにおける指摘：NRの資格については、他の公的な資格との兼ね合いについて調査すべき。資格がどのように役立っているのか客観的に検討すべき。』</p> | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>の進め方（平成22年6月18日行政刷新担当大臣）」の動向も踏まえつつ、他の研究開発型の独立行政法人との統合を行い、業務の効率化、合理化を図ることとしている。</p> | | |
|--|---|--|--|

| 法人名 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 | | 府省名 | 厚生労働省 |
|-------------------------------|------------------|---|-----|-------|
| 見直し項目 | 非公務員化 | 職員の削減 | | |
| 組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) | 平成 18. 4. 1 実施済み | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 2 3 年度に管理部門の業務効率化を進め、事務職員 1 名を削減する。 ・また、他の研究開発型の独立行政法人との統合により、さらに役員 2 名、事務職員 3 名を削減する。 <p>この結果、国からの財政支出の削減に寄与できる(約 5, 3 0 0 万円)。</p> | | |
| 備考〔補足説明〕 | | 上記具体的措置により、役員は 4 名から 2 名へ、事務職員は 1 2 名から 8 名となる(平成 2 2 年 4 月 1 日現在)。 | | |

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

| 法人名 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 | | 府省名 | 厚生労働省 |
|--|---------------------------------|--|---|-------|
| 見直し項目 | 保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横1.（1）） | 随意契約の見直し等取引関係の見直し（横2.（3）） | 自己収入の拡大（横2.（4）） | |
| <p>運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）</p> | <p>該当なし</p> | <p>入札時における公告期間の延長など、さらなる競争性の確保を推進する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省、文部科学省、科学技術振興機構等の機関が実施する公募型研究に積極的に応募し、競争的資金のさらなる獲得を目指す。また企業等との共同研究や受託研究についても、内容を精査した上で積極的に受け入れており、今後も同様の取り組みを継続する。 ・知的財産については、その出願や維持にかかる費用を勘案しながら、実用化の可能性が高いものについて必要な出願、維持等を行い、自己収入の増加に努めており、今後も同様の取り組みを継続する。 ・占有するプールや運動フロアについては、研究の一環として設備使用料を取って一般人にも開放しており、研究に支障が生じない範囲でさらなる有効活用の可能性を検討する。 | |
| <p>備考〔補足説明〕</p> | <p>当研究所は、土地、建物等の資産は保有していない。</p> | <p>当研究所には関連法人は存在しない。</p> | | |

| 法人名 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 | | 府省名 | 厚生労働省 |
|--|---|---|---|-------|
| 見直し項目 | 管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横3.（1）） | 事業の審査、評価の見直し（横3.（2）） | 業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入） | |
| <p align="center">運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）</p> | <p>人事管理については、意欲、資質、取り組み姿勢、研究への貢献度等を人事評価マニュアルに沿って評価し昇給、賞与等へ反映させている。</p> <p>人件費については、平成18年度以降の5カ年において5%以上の削減を予定しているが、平成21年度において5%以上の人件費削減を行っている。さらに平成23年度以降、管理部門の業務効率化や統合効果により、役員2名、事務職員4名を削減することにより一層の削減効果が期待できる。</p> <p>給与水準は国家公務員との比較において、適切なものであると考えているが、ラスパイレス指数は年齢勘案で100を超えているため、人事異動における年齢・給与を勘案した配置、中途採用などにより、平成19年度の指数である93.6を目標に平均給与水準をさらに抑制するための改善に引き続き取り組む。</p> | <p>事業の評価については、厚生労働省独立行政法人評価委員会により、毎年度の評価、中期計画4年度目に中期暫定評価、中期計画最終年度に中期最終評価を行っている。</p> <p>また、当研究所独自で外部評価委員会を開催し、年度計画の事前評価と年度末評価を行っているほか、内部評価委員会を年度途中と年度末に開催し、事業の達成状況の評価及び事業計画の補正等、適正な運営体制をとっている。</p> | <p>当研究所にて実施している調査研究業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく官民競争入札の導入趣旨を含めアウトソーシングには、なじみづらいものであるが、調査結果の単純集計など可能なものについては、業務委託を実施しており、今後とも同様の取り組みを継続する。</p> | |
| <p align="center">備考〔補足説明〕</p> | | | <p>国民健康・栄養調査結果の単純集計、コホート調査における検体検査など可能なものについて外部委託を行っている。</p> | |

(注) 様式Ⅲ及び様式Ⅳの見直し項目の末尾の括弧書きは、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定)の該当項目を示す。

例：様式Ⅲ「支部・事業所等の見直し(横1.(2))」中の「(横1.(2))」は、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定)の「1. 保有資産の見直し(2) 事務所等の見直し」を示す。

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 22 年 7 月現在)

| 厚生労働省所管(2法人) | | | |
|--------------|---------------------|---|--|
| 整理 番号 | 法人名 (注1) | 「勧告の方向性」における主な指摘事項 | 措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置) |
| 15 | 国立健康・栄養 研究所 (17) | ● 非公務員化 | ① 平成 18 年 4 月 1 日 (第 2 期中期計画) から措置済み。 |
| | | ● 調査研究を「生活習慣病の予防のための運動と食事の併用効に関する研究」などに特化・重点化 | ① 厚生労働省の担当部局と密接に連携を図りながら、国の生活習慣病対策等の施策立案や推進に結びつくものに重点を置いて研究を推進した。なお「生活習慣病の予防のための運動と食事の併用効果に関する研究」は、3 つの重点調査研究の一つである。 |
| | | ● 国民健康・栄養調査の集計業務の期間短縮化、経費節減 | ① 第 2 期中期計画において「調査票の集計事務を調査票の受理後、7 ヶ月間を目途に行う。」とし、集計作業の効率化を図ってきたところである。平成 20 年度には平成 19 年度より集計期間を 1 ヶ月短縮し既に中期計画は達成し、平成 21 年度はさらに 5 日間短縮した。 また調査票のデータ入力作業について、一般競争入札を実施し経費の縮減を行った。 |